

告 訴 状

平成 28 年 1 月 22 日

新城警察署長 殿

告訴人 太田 恒久 ㊞

告 訴 人 住 所 〒441-1383 新城市字東入船 13 番地
氏 名 太田 恒久 (市長リコールの会 共同代表)
生年月日 昭和 21 年 12 月 30 日
電話番号 22-3727 携帯 090-6365-3646

被告訴人 住 所 新城市川田本宮道 312-16
氏 名 藤野 章一 (新城友の会 代表)
電話番号 23-7777

告訴の趣旨

被告訴人の下記の告訴事実に記載の所為は、名誉毀損罪 (刑法 230 条) に該当すると思料しますので、捜査の上、厳重に処罰されたく、告訴致します。

告訴事実

平成 28 年 1 月、相次いで新聞折り込みされた新城友の会 (代表 藤野章一) の新友会報 緊急報告臨時号、緊急速報リコール特集第 2 号、緊急速報リコール特集第 3 号及びポストイングされた建設地南西角の民家の写真入りチラシなどに掲載されている署名縦覧の記事、合併特例債の記事、「野望の末路は…新城の恥だ」の記事など不正確な内容で市民に誤解を与え、市長リコールの会と共同代表の名誉を著しく傷つけるものである。

1 月 14 日新聞折り込みされた第 3 号の市長リコールの真相の記事は、建設地南西角に残された民家を共同代表の自宅であると断定し、この民家を買収させるためのリコール運動だと決めつけています。この民家は共同代表である告訴人太田恒久の自宅ではなく、事実無根のねつ造記事であり、名誉毀損にあたると思料します。また、民家の所有者も市長に買収を求めたことは一度もありません。

証拠資料

1. 緊急報告 特集号 新友会報 (新聞折り込み 2 回目)
2. 緊急速報 リコール特集第 2 号 新友会報 (新聞折り込み 3 回目)
3. 緊急速報 リコール特集第 3 号 新友会報 (新聞折り込み 4 回目)
4. ポスティングチラシ (緊急速報 リコール特集第 3 号 新聞折込除外)
5. 告訴に至る経緯

添付書類

1. 証拠資料写し 各 1 通
2. 告訴に至る経緯